

水道料金等の支払方法



お支払は便利な口座振替で!!

振替日⇒毎月5日と20日です。

20日(再振替)は5日に振替が出来なかったお客様のみです。

<口座振替の手続き方法>

お客様の通帳・印鑑・水道番号がわかるもの(検針票等)をお持ちになり、直接県内金融機関または郵便局の窓口で手続きを行って下さい。

☆お支払いのため金融機関等へ出向く手間がかからず便利です。

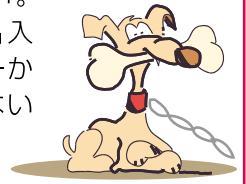
☆納め忘れが防げます。忙しい時でも安心です。

☆毎月のお支払いが通帳で確認できます。

※ただし、アパートやマンション等で、各戸検針制度の適用を受けている各戸については、口座振替となります。

お願い!!

メーターボックスの中や周りをいつもきれいにし、上に物を置かないでください。
また、犬は出入口やメーターから離してつないでください。



水道メーターの検針

メーター検針は2ヶ月に1度行っており、その2ヶ月分の水量を2等分し、1ヶ月ごとの水道料金を決定します。

2,3日前までにお電話を!!

- 水道を開栓する
- 引越して入居・退去

平成19年2月9日までは
TEL.832-4179

平成19年2月13日からは
TEL.941-7834

- 使用者の名義変更
- 納付書の送付先変更
- 所有者の変更

平成19年2月9日までは
TEL.832-4178

平成19年2月13日からは
TEL.941-7804

水道使用開始時の注意!



- ☆水道の使用開始を届出する際は、水道の蛇口が閉まっているか確認をお願いします。
- ☆蛇口の開けっ放しがあると、水が流れて床が水浸しになることがあります。
- ☆特に、マンション等のシングルレバー(上下左右の開閉)は注意が必要です。

貯水槽清掃完了建物のホームページ掲載について

上下水道局では、以前より貯水槽の清掃をお願いしていますが、これまでに清掃を完了し、清掃届出書を提出した方を那覇市上下水道局ホームページ

(アドレス
<http://www.water.naha.okinawa.jp>)

に掲載します。

※ただし、個人所有の物件については「那覇市個人情報保護条例」との係わりで、“所有者又は管理者から承諾を得たもののみ”掲載しています。

届出件数

(平成18年4月~12月)

月	件数
4月	43
5月	40
6月	45
7月	36
8月	24
9月	24
10月	23
11月	26
12月	17
累計	278

大切なお知らせです!

アパート、マンション等の
飲み水を
安心してご利用できるように、**年1回**
水タンクの清掃をしましょう。

那覇市では「条例」で水タンクの管理に関する設置者の責務が定められています。
※給水条例等の詳細については、那覇市上下水道局ホームページを参考して下さい。

貯水槽水道とは?

- 簡易専用水道 (貯水槽有効容量が10m³を超えるもの)
- 小規模貯水槽水道 (貯水槽有効容量が10m³以下のもの)

